

(1) 諮問第1号 印西市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についてのご意見	
1	罰則の対象の廃止に伴う改正は尤もと存じます。
2	申請により資格確認書が交付される対象の「要配慮者」とはどのような人を想定しているのですか？
回答	介助者等の第三者が高齢者又は障がい者である被保険者本人に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である場合を想定しています。
3	12月2日改正の国民健康保険法の第9条の3項、4項が別のことを規定しているので、引用している条例の分が変わる。また、附則の経過措置で従前の例によって罰則が適用されるとのことなので、運用上の変更が無いものとする。マイナ保険証の導入は長期的にみて被保険者がより良い医療を受けるために有益だが、しばらくは制度の整備の時期が続くと思われる。今回の改正がより被保険者に利点があるように運営をお願いしたい。

(2) その他国民健康保険の運営等に関するご意見	
1	条例改正に伴い、その周知等フォローをお願いします。従前から実施していただいていると思いますが。
2	健康保険税収と療養費給付の間に大きな差額があり、できる限りのことをしていくべきと考える。疾病は医療、健康の保持は被保険者の役割である。KDBやマイナ保険証のデータを被保険者の健康づくりのために活用できるよう、受けるべき医療の選択肢の情報を提供していただけるようお願いしたい。